

1. 精神訪問看護基本療養費

訪問看護ステーション リハビリラボ

精神訪問看護基本療養費Ⅰ		料金			
保健師、看護師 又は作業療法士	週3日目まで	30分未満	4250円	/	
		30分以上	5550円		
	週4日目以降	30分未満	5100円		
		30分以上	6550円		
准看護師	週3日目まで	30分未満	3870円		
		30分以上	5050円		
	週4日目以降	30分未満	4720円		
		30分以上	6050円		
精神訪問看護基本療養費Ⅲ		同一日に2名 料金		同一日に3名以上 料金	
保健師、看護師 又は作業療法士	週3日目まで	30分未満	4250円	30分未満	2130円
		30分以上	5550円	30分以上	2780円
	週4日目以降	30分未満	5100円	30分未満	2550円
		30分以上	6550円	30分以上	3280円
准看護師	週3日目まで	30分未満	3870円	30分未満	1940円
		30分以上	5050円	30分以上	2530円
	週4日目以降	30分未満	4720円	30分未満	2360円
		30分以上	6050円	30分以上	3030円
精神訪問看護基本療養費Ⅳ		料金			
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働省が定める特掲診療料の施設基準等・別表七、八については2回まで）に限り算定します。		8500円		/	

2. 訪問看護管理療養費

	月の初日	月の2日目以降	備考
訪問看護管理療養費1	7670円	3000円	同一建物居住者の割合が7割未満であって、特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合
訪問看護管理療養費2		2500円	同一建物居住者の割合が7割以上であること又は7割未満であって特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者、特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者に該当する利用者及び精神科訪問看護利用者のGAF尺度の受入実績が一定以上である場合に該当しない場合

3. 加算

加算名	料金	備考
難病等複数回訪問加算	4500円	1日2回
難病等複数回訪問加算	8000円	1日3回以降
24時間対応体制加算	6800円	
緊急訪問看護加算	2650円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月14日目まで）
	2000円	医師の指示により緊急訪問を行った場合（月15日目以降）

緊急訪問看護加算	2650円	1日につき
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25000円	
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10000円	
特別管理加算	2500円	
退院時共同指導加算	8000円	
退院支援指導加算	6000円	
在宅患者連携指導加算	3000円	
乳幼児加算	1500円	1日につき
看護・介護職員連携強化加算	2500円	
複数名訪問看護加算/看護師等	4500円	1日1回
	9000円	1日2回
	14500円	1日3回以上
複数名訪問看護加算/准看護師	3800円	1日1回
	7600円	1日2回
	12400円	1日3回以上
複数名訪問看護加算/看護補助者	3000円	週1回
特別管理加算	5000円	別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者
訪問看護情報提供療養費Ⅰ	1500円	1月につき
訪問看護情報提供療養費Ⅱ	1500円	2月につき
訪問看護情報提供療養費Ⅲ	1500円	3月につき
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円	
長時間訪問看護加算	5200円	
深夜訪問看護加算	4200円	
特別管理指導加算	2000円	
精神科重症患者支援管理連携加算	8400円	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者
	5800円	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者